

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1. 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受けた取組と最近の消防団等の活躍

(1) 消防団等充実強化法の成立

平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）（以下「消防団等充実強化法」という。）が成立した。

この法律においては、〔1〕地域防災力の充実強化に関する計画の策定、〔2〕すべての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、〔3〕国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、〔4〕公務員の兼職の特例、〔5〕事業者・大学等の協力、〔6〕消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、〔7〕地域における防災体制の強化について規定されてい

る（特集2-1図）。

消防団等充実強化法を受け、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを行っている。

(2) 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日の3度にわたり、総務大臣からすべての都道府県知事及び市区町村長あてに書簡を送付し、地方公務員をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼を行った（特集2-2図）。

加えて、平成27年2月には、日本経済団体連合会などの経済団体あてにも書簡を送付し、消防団活

特集2-1図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

動に対する事業者の理解と協力を呼びかけた（特集2-3図）。

イ 事業者の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、平成18年度より導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集2-4図）。

特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進したりする等の協力は、地域防災力の充実強化に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上にもつながるものである。

また、平成25年12月13日、日本郵便株式会社に対し、消防団活動への参加促進を依頼するとともに、平成26年1月24日、各地方公共団体に対し、郵便局への働きかけを依頼した。

加えて、平成27年9月8日、「総務省消防庁消防団協力事業所」のうち従業員が消防団に多数加入している5つの事業所を対象として、総務大臣から感謝状を授与し、併せて、総務大臣と当該事業所及び5つの経済団体との意見交換会を実施した。

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日、文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを依頼した。

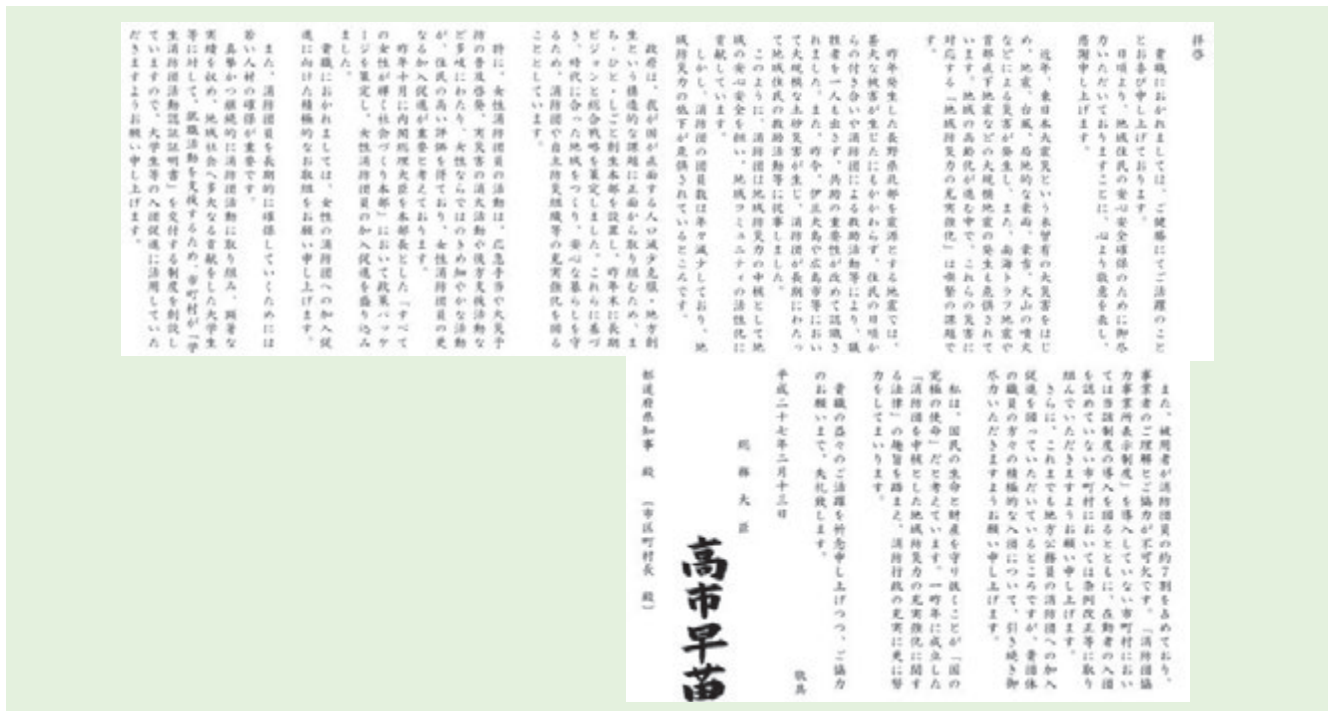
エ 公務員の加入促進

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられたところであり、消防庁としては、国家公務員及び地方公務員の消防団への加入促進について、それぞれ各府省庁及び地方公共団体に対し、働きかけを行っている。

オ 学生消防団活動認証制度

消防団に所属する大学生、大学院生又は専門学生に対する就職活動支援の一環として、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等について、市町村がその実績を認証することにより、当該消防団活動が積極的に評価されるよう「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。平成27年9月1日現在で導入済又は導入予定としている地方公共団体は102団体となっており、引き続き導入に向けた働きかけを行っている。

特集2-2図 総務大臣書簡（地方公共団体あて）



平素より、地域経済の発展及び地域の安心安全確保のために、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、台風、局地的な豪雨、豪雪、火山の噴火などによる災害が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。

地域の高齢化が進む中で、これらの災害に対応する「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題となっております。

昨年発生した長野県北部を震源とする地震では、甚大な被害が生じたにもかかわらず、住民の日頃からの付き合いや消防団による救助活動等により、犠牲者を一人も出さず、共助の重要性が改めて認識されました。また、昨今、伊豆大島や広島市等において大規模な土砂災害が生じ、消防団が長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。

このように、消防団は地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しています。しかしながら、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されています。

政府は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年末に長期ビジョンと総合戦略を策定しました。

これらに基づき、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るため、消防団等の充実強化を図ってまいります。

しかし、行政の取組だけでは地域防災力の充実強化を図ることはできません。

特に、被用者が消防団員の約7割を占めていることから、事業者の皆様との御理解と御協力が不可欠です。事業者の皆様におかれましては、従業員の方々の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、例えば、勤務の免除やボランティア休暇、消防団活動を行うことがプラスに評価される仕組みなど、できる限り配慮していただきますようお願い申し上げます。

政府は、「女性が輝く社会」を作ることを最重要政策の一つに掲げています。女性消防団員は、女性ならではのきめ細やかな活動によって住民の高い評価を得ていますので、女性従業員の方々の消防団加入についても、御理解をいただきますよう存じます。

また、自衛消防組織を有する事業所におかれましては、その構成員の消防団への加入促進を図っていただけましたら幸いです。

消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要です。真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して、市町村が「学生消防団活動認証証明書」を交付しますので、採用に当たり、大学生等から当該証明書の提出があった場合には、積極的にご評価をいただきますようお願い申し上げます。

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、行政などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携して取り組むことが重要であり、一昨年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識が改めて確認されました。

各事業者におかれましては、地域を支える主体として、事業資産はもとより地域住民たる従業員の生命・財産を守っていただくために、ともに地域防災力を担っていただくことを切望いたします。

ご多用の折から恐縮に存じますが、会員の皆様に、本依頼書につき、ご通知をいただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会及び会員の皆様の一層の御発展をお祈り申し上げます。

カ 加入促進のための先進的な取組の支援等

女性や若者をはじめとした消防団員を更に増加させるため、消防庁では、消防団加入促進モデル事業など入団促進につながる施策を実施するとともに、女性消防団員のいない市町村に対しては、入団に向けた積極的な取組を求めている。

キ 総務大臣からの感謝状の授与

平成27年7月15日、同年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめ、消防団員数が相当数増加した団体等22の消防団に対して総務大臣から感謝状を授与した。

（3）消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第56号）の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）の引上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動内容に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、平成27年4月1日現在で3団体あった無報酬団体については、平成27年度に解消される見込みである。

（4）装備等の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、ライフジャケット等の安全確保のための装備や救助活動用資機材の充実を図るとともに、地方交付税措置を大幅に拡充した（特集2-5図）。

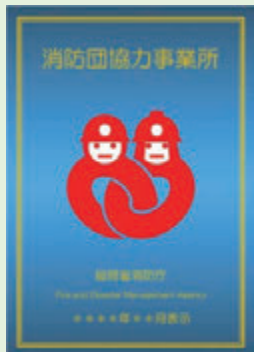
イ 救助資機材搭載消防ポンプ車両等の整備

平成25年度補正予算、平成26年度当初・補正予算及び平成27年度当初予算により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を整備し、訓練を実施することとしている。

特集2-4図 消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)



消防団協力事業所表示制度導入状況等
(平成27年4月1日現在)

※調査対象:1,719市町村

- 表示制度を導入している市町村 1,156市町村 (67.2%)
- 消防団協力事業所数

市町村協力事業所数	11,446事業所
消防庁協力事業所数	746事業所

自治体による支援策の実施状況 (平成27年4月1日現在)

〈都道府県 24府県〉

- ①減税 3県
 - ・法人事業税、個人事業税の税額の2分の1を減額 (長野、静岡、岐阜) ※岐阜は平成28年4月から実施
- ②入札 19道県
 - ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など (北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、熊本、鹿児島)
- ③その他 9府県
 - ・県知事感謝状の贈呈 (富山、福井、山梨、長野、兵庫、徳島、愛媛)
 - ・中小企業制度融資 (島根)
 - ・認証地域貢献企業からの物品調達 (京都)

〈市町村 147市町村〉

- ①入札 144市町村
 - ・入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 6市町
 - ・消防団協力事業所報償金 (秋田県能代市)
 - ・消火器の無償提供 (愛知県豊田市)
 - ・協力事業所割引制度 (新潟県上越市)
 - ・広報誌広告掲載料の免除 (新潟県糸魚川市)
 - ・防災行政無線設置補助 (長野県小海町)
 - ・協力事業所の表彰 (鹿児島県垂水市)

特集2-5図 消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年2月7日公布)

主な改正内容

- **双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実**
災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器を配備
- **消防団員の安全確保のための装備の充実(安全靴、ライフジャケット等)**
風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備
- **救助活動用資機材の充実(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)**
救助活動等に必要の自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

ウ 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

消防庁では、地方公共団体が地方財政措置(緊急防災・減災事業債、国庫補助金)を活用して消防団拠点施設や地域防災拠点施設を整備するに当たり、

標準的に備えることが必要な施設・機能(研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等)を示している。

(5) 教育・訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、消防団において分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の活動内容に応じて、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得させるため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として拡充強化した(特集2-6図)。

また、同基準の改正を踏まえ、火災防御、救助救命、避難誘導等における的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術の向上や、自主防災組織等に対する指導・育成を行うに当たり必要な消防団員への教育を消防学校等において行うための教材を作成した。

さらに、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を計画的に整備することにより、消防団員の教育・訓練を支援することとしている。

(6) 消防審議会

消防庁は、平成26年1月に発足した第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、同審議会に

おいて、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が行われ、平成26年7月3日には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が出された(特集2-7図)。

この中間答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられた。消防庁においては、この中間答申を地域防災力の充実強化のための施策に着実に反映させている。

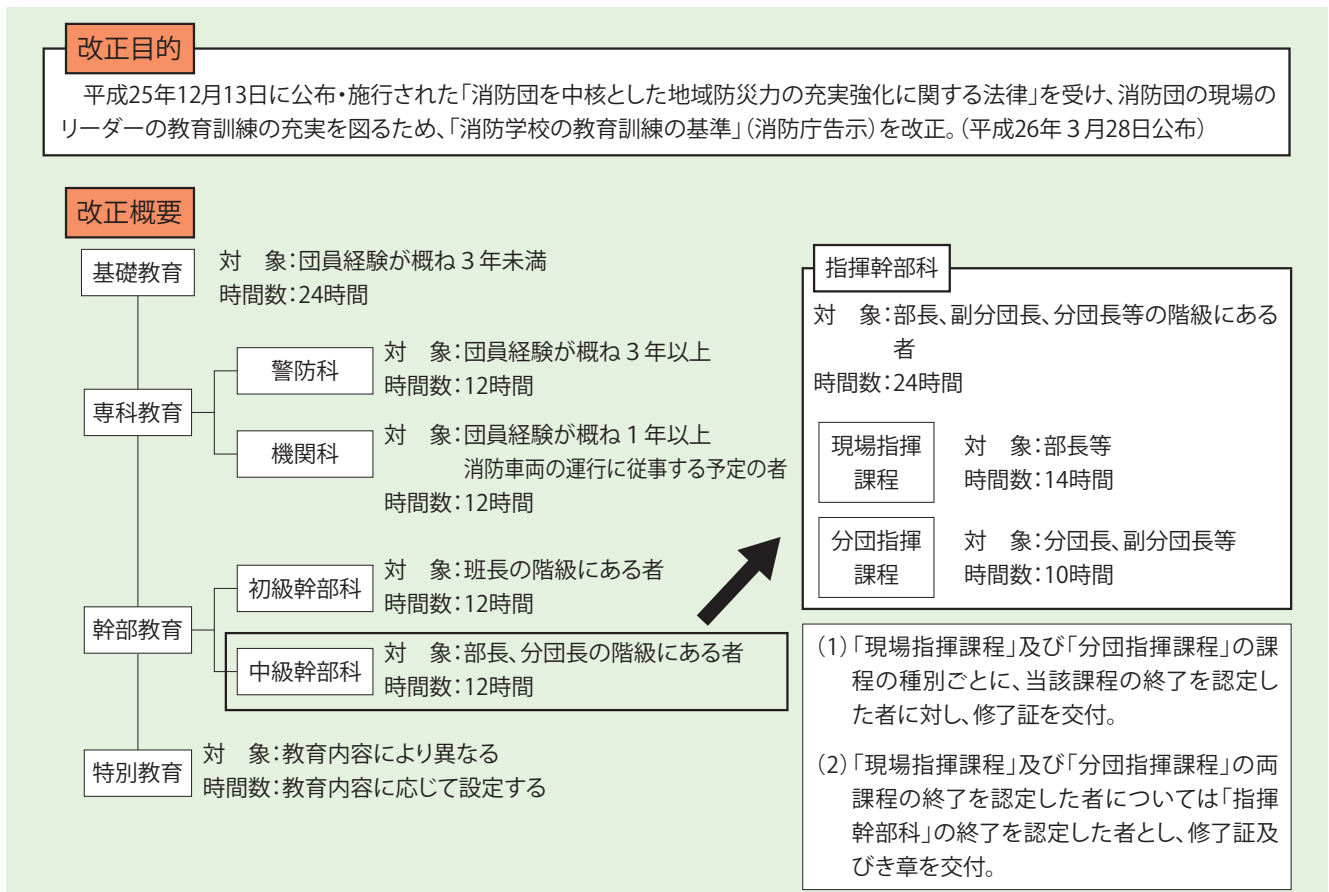
同審議会は答申取りまとめに向けて、引き続き精力的に検討を重ねている。

(7) 最近の消防団等の活躍

ア 長野県北部を震源とする地震

平成26年11月22日に長野県北部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、同県白馬村及び

特集2-6図 消防団員に対する教育訓練基準の見直し



〈中間答申の位置付け〉

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

〈主な提言内容〉

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1,720団体中約670)に対する制度導入の徹底 ※交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

小谷村では家屋等に大きな被害を受けた。

日頃、避難に手助けが必要な高齢者の住居等の情報を地図上に書き込んだ「支え合いマップ」を作成していたため、地震発生後、最も被害の大きかった地区において「支え合いマップ」を活用した救助活動や避難誘導を実施した結果、発災後90分で地区に住む全世帯の安否確認を終了することができた。

このように、深夜に発生した大規模地震にもかかわらず、犠牲者を出すことなく、人的被害を最小限に食い止めたのは地域の防災力であり、その中核となる消防団及び自主防災組織の活動が功を奏した事例である。

イ 口永良部島の噴火

平成27年5月29日に鹿児島県屋久島町の口永良部島において爆発的噴火が発生したが、気象庁は噴火警戒レベルを5に引き上げ、町は全島に避難指示を発令したため、住民及び一時在島者は全島避難を余儀なくされた。

島内には常備消防がなく、日頃の消防防災活動は消防団が担っていたため、爆発的噴火であったにもかかわらず、噴火直後から住民の安否確認・避難誘導及び搬送等の活動が速やかに開始された。その際、あらかじめ町と地域住民により作成していた、災害発生時における安否確認用の名簿を活用し、正確な安否確認を行うことができた。

また、噴火後に一時帰島が実施された際、消防団はその都度参加し、各戸の施錠状況確認、火山観測機器等の点検時の補助作業など全島避難後の島の住民の財産を守るため、活動を行っている。

ウ 平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年9月9日に台風第18号が上陸し、やがて温帯低気圧に変わったが、この低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

宮城県大崎市においては、渋井川が氾濫し、住民

約120人が取り残されたが、消防団員が消防隊とともにボートを用いて救出した。

茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲にわたり浸水被害が発生したが、関係機関と連携して住民の救出及び避難誘導などを行った。また、



長野県北部を震源とする地震における活動状況



口永良部島の噴火における活動状況(屋久島町提供)



平成27年9月関東・東北豪雨における活動状況

茨城県守谷市においては、避難により住人が不在になった住居に対する警戒のため、消防団が夜間の巡回を行った。

2. 引き続き実施すべき消防団の充実強化施策

(1) 消防団の現状

これまで、通常の火災出動に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、多くの消防団員が出動してきた。消防団員は、災害防衛活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が懸念されており、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められている。さらに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)においては、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うこととされている。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

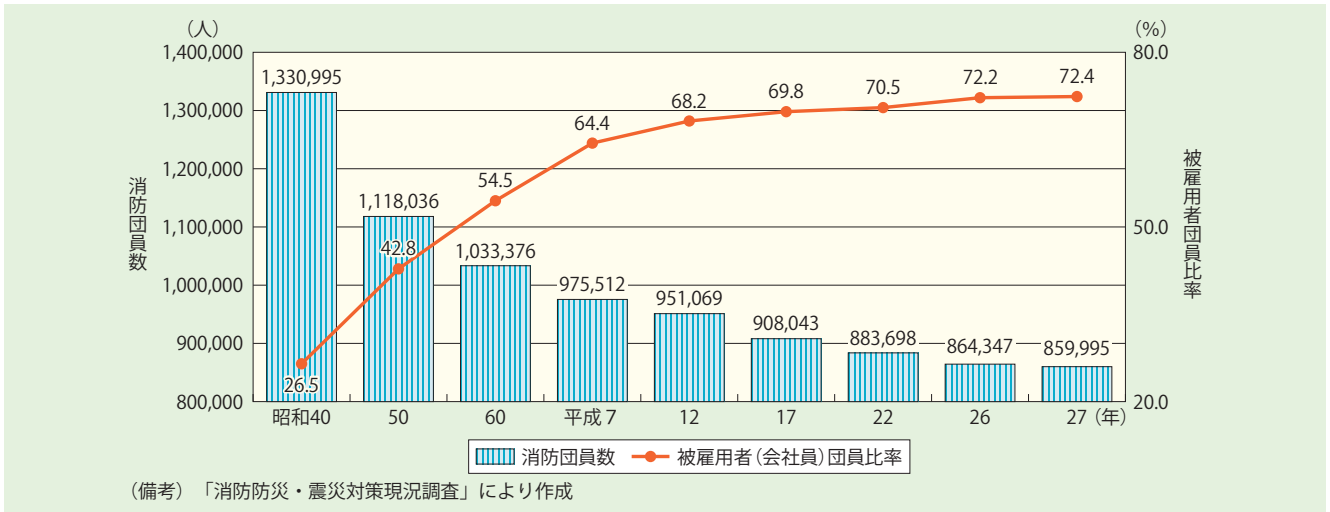
ア 消防団員数の減少

消防庁では、平成15年12月の消防審議会答申を踏まえ、消防団員数を全国で100万人以上(うち女性消防団員数10万人以上)確保することを目標としており、様々な消防団員確保の全国的な運動を展開してきたが、消防団員数は年々減少しており、平成27年4月1日現在、10年前の平成17年4月1日現在の90万8,043人に比べ4万8,048人、5.3%減少し、85万9,995人となっていることから、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要がある(特集2-8図)。

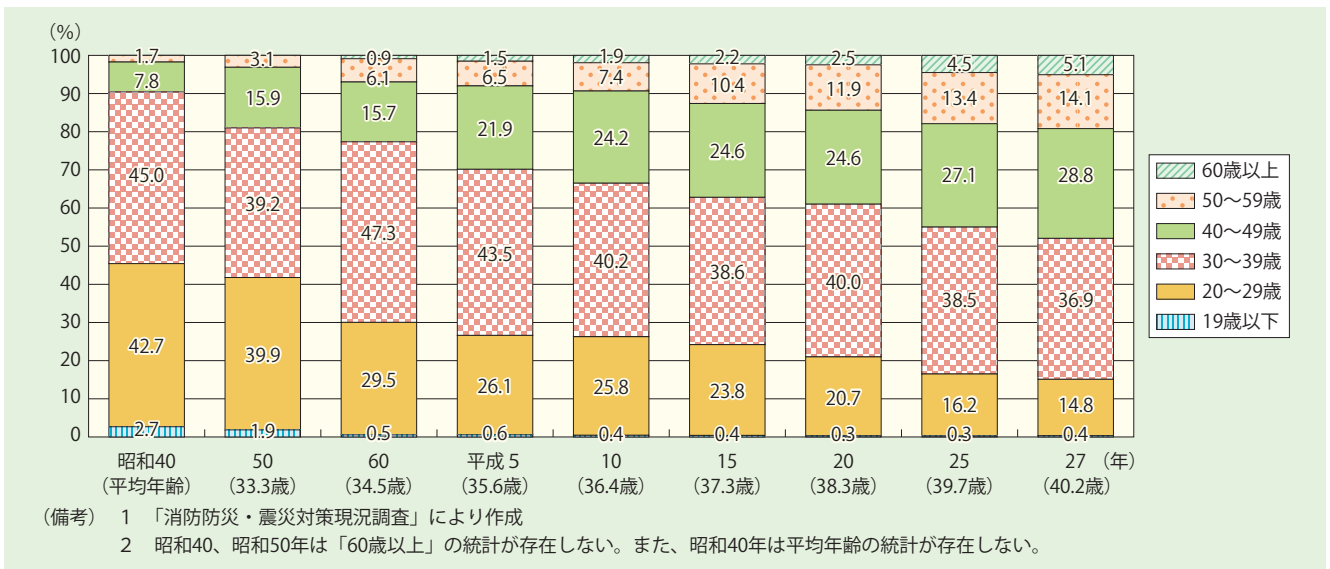
イ 消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成27年4月1日現在、10年前の平成17年4月1日現在の69.8%に比べ2.6ポイント増加し、72.4%となっており、消防団員の被雇用者の割合が高い水準

特集2-8図 消防団員の被雇用者化の推移



特集2-9図 消防団員の年齢構成比率の推移



で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（特集2-8図）。

ウ 消防団員の平均年齢の上昇

消防団員の平均年齢は、平成27年4月1日現在、10年前の平成17年4月1日現在の37.6歳に比べ2.6歳上昇し、40.2歳となっており、毎年少しずつではあるが、消防団員の平均年齢の上昇が進んでいることから、大学生・専門学校生等若い世代の入団促進を図っていく必要がある（特集2-9図）。

エ 女性の採用

女性消防団員数は、平成27年4月1日現在、10年前の平成17年4月1日現在の1万3,864人に比べ8,883人、64.1%増えて、2万2,747人となっており、消防団員の総数が減少する中、その数は年々増加し

ている（トピックス1-4図 P.30参照）。しかしながら、女性消防団員がいる消防団は全消防団の64.3%にとどまっている。

近年、地域の安心・安全の確保に対する住民の関心の高まりなどを背景に消防団活動も多様化しており、実災害での消火活動や後方支援活動などはもちろん、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育及び応急手当指導等、女性消防団員の活躍が多岐にわたって期待されている。

平成26年8月豪雨による広島市土砂災害においても、広島市の女性消防団員が避難所の運営支援活動等に従事し、高い評価を受けた。女性消防団員のいない消防団では、入団に向けた積極的な取組が必要である。

(2) 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施

地域における活動を推進するとともに、若手・中堅消防団員や女性消防団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を開催し、併せて、

- ・地域に密着した模範となる活動を行っている消防団
- ・消防団員の確保について特に力を入れている消防団
- ・大規模災害時等において顕著な活動を行った消



消防団員募集ポスター



消防団員募集リーフレット

防団

に対する表彰などを実施し、その取組内容を取りまとめ、全国に発信している。

(3) 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、毎年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間として位置付け、消防団員募集ポスターやリーフレットの作成・配布を行い、消防団員募集についての積極的な広報の全国的な展開を図っている。

(4) 消防団活動のPR

ア 「消防団のホームページ」の運用

消防庁における最新施策や最新情報等を掲載し、消防団活動のPRに努めている。

(URL : <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

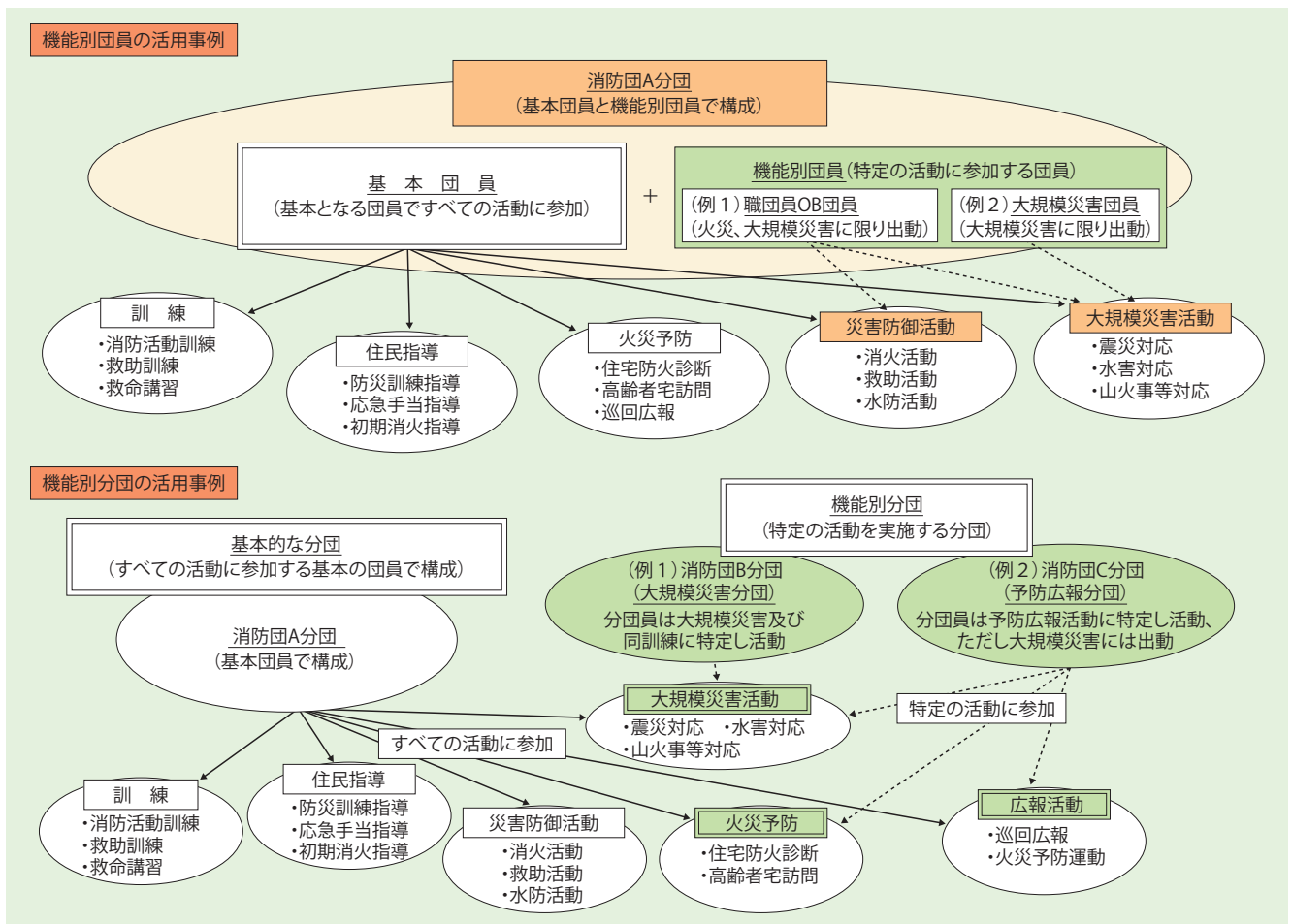
イ 雑誌広告等の広報媒体の活用

特に女性や若者をターゲットとした雑誌広告等の広報媒体を活用し、消防団活動への理解及び入団促進の広報に努めている。



消防団のホームページ

特集2-10図 機能別分団員及び機能別分団の概要



(5) 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入

すべての災害・訓練に出動する消防団員（以下「基本団員」という。）を基本とする現在の制度を維持した上で、必要な消防団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、次の多様化方策を講じている（特集2-10図）。

ア 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度である。

イ 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）制度

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

ウ 休団制度

消防団員が出張、育児等で長期間にわたり、活動

することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定し、休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

エ 多彩な人材を採用・活用できる制度

条例上の採用要件として年齢・居住地等を制限している場合は、条例を見直すことにより幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図り、また、年間を通じて募集・採用を実施することが必要である。

(6) 消防団員確保の支援体制の構築

消防団員の減少に歯止めをかけるために、消防団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、消防団員の確保のための具体的な助言や情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月から実施しており、平成27年11月現在、31人のアドバイザー（うち女性10人）が全国で活躍している。

(7) 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」の開催

地域防災力は、消防団をはじめ、住民、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力することによって確保されるものであり、官民を挙げてその充実強化を図る必要がある。

このため、消防団等充実強化法の成立や第27次消防審議会の中間答申等を踏まえ、各界各層の幅広い参加を得て、平成27年11月30日に広島県で「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催した。

今後は、平成28年1月29日に茨城県で大会を開催する予定であり、こうした取組が各地域で展開されるよう、引き続き地域防災力の充実強化への機運を醸成していく。

3. 地域における防災体制の強化

(1) 自主防災組織等に対する援助

地域防災力の充実強化を図るためには、消防団のみならず自主防災組織等の活動を活性化させることが重要である。

自主防災組織等の教育訓練においては、一定の訓

練を受けた消防団が指導的な役割を担うことにより一層の効果が期待されることから、消防庁では、消防団と連携した自主防災組織等のリーダーの育成を推進している。

また、自主防災組織の結成・活動の充実を図るため、自主防災組織の整備方策、消防団との連携方策及び優良活動事例等を掲載した「自主防災組織の手引」を作成している。

(2) 防災に関する学習の振興

火災、豪雨、地震などの災害による被害を軽減するためには、国民一人ひとりが出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付けることが重要である。

消防庁では、児童、生徒等が防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火及び応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成している。

また、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、東日本大震災の教訓を後世に伝承していくため、東日本大震災の被災地で活動した消防職団員や自主防災組織の代表者等を語り部として派遣する「災害伝承10年プロジェクト」事業を実施している。